

資料－４

令和７年６月１８日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

【議事４】

浮魚礁の敷設承認について（協議）

浮魚礁敷設承認申請書

漁港第 78 号
令和 7 年 6 月 16 日
(漁港漁場課扱い)

奄美大島海区漁業調整委員会
会長 茂野 拓真 様

住所 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
氏名 鹿児島県知事 塩田 康一



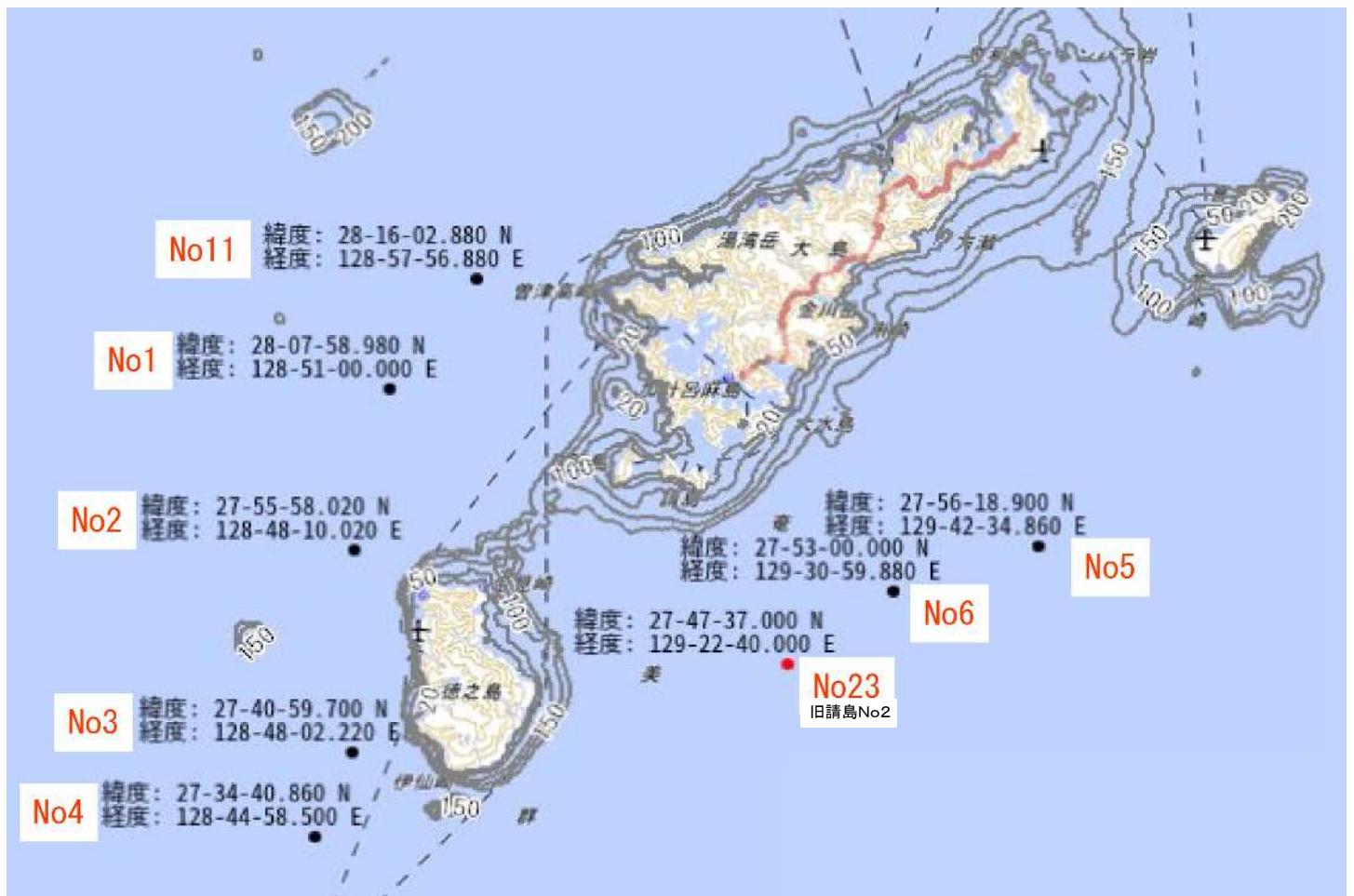
奄美大島海区漁業調整委員会指示第 1－3 号の 1 の (1) の規定により、浮魚礁の敷設の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請の理由： 奄美群島周辺中層型浮魚礁 8 基（中層 No. 1～6, 11 及び旧請島沖浮沈式表層型浮魚礁 No. 2）を更新することにより、漁業経営の安定と所得の向上を図る。
なお、管理及び利用方法については、鹿児島県人工魚礁管理規程及び奄美大島地区人工魚礁管理運営協議会規約によることとする。
- 2 浮魚礁の敷設位置： 別紙事業計画説明書を参照
- 3 浮魚礁の種類及び構造： 中層層型浮魚礁（詳細は別紙事業計画説明書を参照）
- 4 浮魚礁の敷設期間： 承認された日～令和 18 年 3 月 31 日
- 5 対象魚種： カツオ類、マグロ類、カジキ類、シイラ類
- 6 操業の方法： 一本釣り、曳縄、旗流し等
- 7 操業者数及び操業隻数： 奄美群島内の漁業者

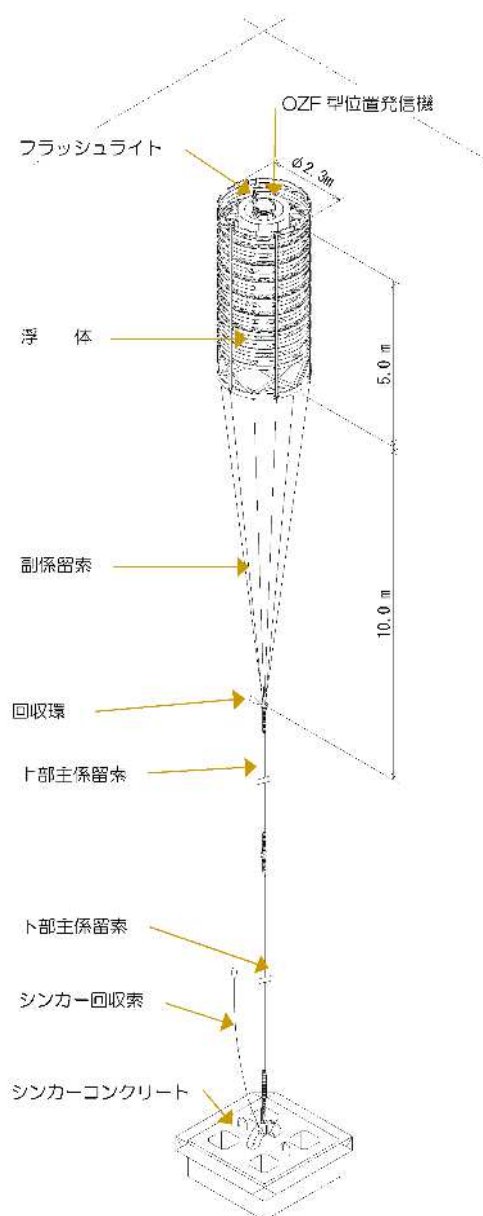
海 象 条 件 等

	最大条件							
	No1	No2	No3	No4	No5	No6	No11	No23 (請島2)
緯度	28-7-58.98	27-55-58.02	27-40-59.7	27-34-40.86	27-56-18.9	27-53-0	28-16-2.88	27-47-37
経度	128-51-0	128-48-10.02	128-48-2.22	128-44-58.5	129-42-34.86	129-30-59.88	128-57-56.88	129-22-40
設置水深(m)	967	722	885	1043	1505	980	866	1200
礁体位置	常時海中	常時海中	常時海中	常時海中	常時海中	常時海中	常時海中	常時海中
礁体上部水深(m)	37.8	34.8	36.8	37.8	44.9	37.8	36.8	39.8



別添資料

1 構造図



【主要部材】

- (1) 主浮体：FRP 直径 2.3m × 長さ 5.0m
- (2) 搭載機器：流出警報発信器
- (3) 係留索：
 - ① 副係留索 ワイヤ外装ポリエステル（外径 37mm）
 - ② 上部索 ワイヤ外装ポリアリレート（外径 36）
 - ③ 下部索 PP・ポリエステル混撚 12 打（外径 45mm）
 - ⑤ シンカー AK 型シンカー

2 安全対策

- (1) レーダーリフレクター 1 個

(2) 管理等

奄美大島地区人工魚礁管理運営協議会に管理委託を行う。協議会では、日常点検として浮魚礁を利用する漁業者が、操業時等に浮体上端水深などの異状の有無について確認を実施し、異常が発生した場合は県へ報告を行う。

県では、浮魚礁に搭載しているイリジウム衛星通信方式流出監視装置により、モニタリングを行う。

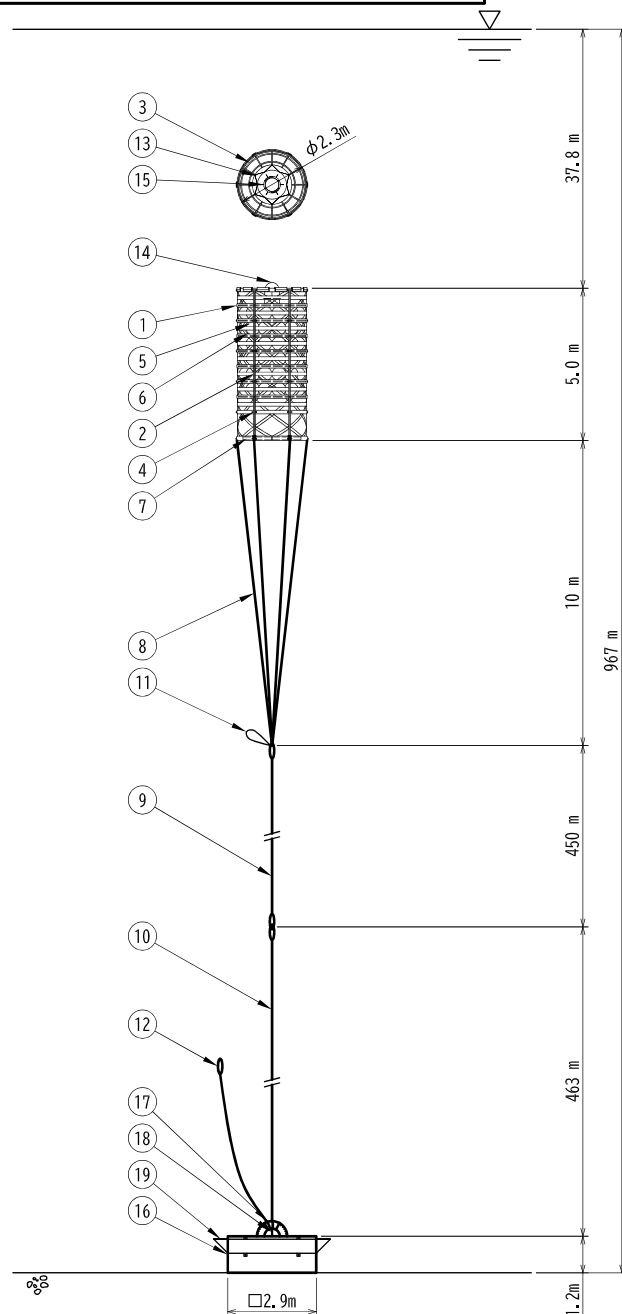
(3) 流出時の対応

流出した場合は、流出監視装置により漂流位置を把握し、速やかな回収を図る。

事業計画説明書

- 1 事業名
令和7年度 奄美地区水産環境整備工事（県事業名：広域漁場整備事業）
- 2 事業の目的
浮魚礁を設置することにより，新たな魚礁漁場を造成し，漁業の生産性の向上と漁家経営の安定化を図る。
- 3 事業主体
鹿児島県
- 4 敷設位置
奄美群島周辺（別紙1参照）
- 5 設置水深
約722～1200m（別紙1参照）
- 6 魚礁の種類：中層型浮魚礁
構造等の詳細は別紙2参照
- 7 浮魚礁の敷設期間
周年
- 8 安全対策
 - ・浮体 浮体には所有者名・連絡先を記載
 - ・レーダーリフレクター装備
 - ・管理等
地元漁協と関係市町村で組織される奄美地区人工魚礁管理運営協議会に管理委託を行う。協議会では，日常点検として浮魚礁を利用する漁業者を通じ浮体を確認できない等の異常を把握し，異常が発生した際には県へ報告を行う。
県では，浮魚礁に搭載しているイリジウム衛星通信を利用した流出監視装置により，浮魚礁のモニタリングを行う。
 - ・浮魚礁流失防止事項の厳守
 - ・過去の流失案件を鑑み，徹底した流失防止対策を図る。
 - ・流出監視装置を搭載し，適切な監視環境を整備する。
 - ・監視装置により流出警報等があった際は直ちに状況を確認する。
 - ・その他
流失が生じた場合は，直ちに標体を回収し，アンカー，ロープ等についても回収するよう努める。また，奄美海上保安部まで速報する。

A K中層浮魚礁 (M-4型O) 全体図



NO	名 称	材 質	寸法, 規格	数量	単位	備 考
1	本体ユニット	FRP	φ2300×5000L	1	ヶ	緩衝材含む
2	補強棒	FRP	50×20×4910L	6	本	
3	蓋	FRP	φ2220	7	枚	
4	接続帯	FRP	—	90	箇所	
5	フロート	ABS	φ455	110	ヶ	CHN-453(使用水深300m)
6	フロート固定索	ポリエステル3打	φ10mm	220	m	
7	重錘	鋼材	—	1	ヶ	370kg
8	副係留索	ワイヤ外装 ポリエステル	φ37mm	78	m	仕上長10m×6枝
9	上部主係留索	ワイヤ外装 ポリアリレート	φ36mm	458	m	仕上長450m
10	下部主係留索	PP・ポリエステル混燃12打	φ45mm	477	m	仕上長463m
11	回収環	ベルトスリングIVN	50mm幅×4m	1	箇所	
12	シンカー回収索	PP・ポリエステル混燃12打	φ45mm	28	m	仕上長20m
13	ソナーレフレクタ	アルミ	φ1300×450H	1	ヶ	
14	流出警報発信機	ABS	—	1	ヶ	警報ライト内蔵, 取付ボルト類含む
15	搭載機器架台	SUS316	φ550×285H	1	ヶ	緩衝材, 取付ボルト類含む
16	シンカーコンクリート	コンクリート	□2900×H1200	7.836	m ³	コンクリート用心筋含む
17	タイヤ	トラックタイヤ	11R22.5 16PR	1	ヶ	タイヤ用心筋(3本)含む
18	吊筋	SS400	φ36×3080L	2	本	
19	フィン	SS400	2900×460×460	4	ヶ	取付ボルト類, 連結用丸鋼含む

注) ⑨上部及び⑩下部主係留索の数量は設置後の設計余剰浮力
38.07 kN (3.88 t) が作用した時の長さとする。

同 意 書

令和7年4月23日付け漁港第32号により協議のあった、鹿児島県が令和7年度奄美地区水産環境整備工事において実施する宇検沖浮魚礁No.2の更新計画については、検討の結果、特段の支障はないので異議なく同意します。

令和7年4月25日

社 名 マリックスライン株式会社

代表取締役

上 村 光 広



鹿児島県知事 塩田 康一 殿

同意書

令和7年4月23日付け漁港第32号により協議のあった、鹿児島県が令和7年度奄美地区水産環境整備工事において実施する宇検沖浮魚礁No.2の更新計画については、検討の結果、特段の支障はないので異議なく同意します。

令和7年4月30日

社名 奄美海運株式会社

運航管理者名

基 竜 一

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

同意書

令和7年4月23日付け漁港第32号により協議のあった、鹿児島県が令和7年度奄美地区水産環境整備工事において実施する宇検沖浮魚礁No.2の更新計画については、検討の結果、特段の支障はないので異議なく同意します。

令和 7 年 4 月 28 日

社 名

〒892-0835 鹿児島市城南町45番地1号
奄美・沖縄フェリーターミナル1階
マルエーフェリー株式会社
TEL099(222)0191

運転管理者名

中島利英

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

同意書

令和7年4月23日付け漁港第32号により協議のあった、鹿児島県が令和7年度奄美地区水産環境整備工事において実施する中層型浮魚礁の更新計画については、検討の結果、特段の支障はないので異議なく同意します。

令和7年5月8日

住所
漁協名
代表理事組合長名

鹿児島県大島郡与論町 201-4
与論町漁業協同組合
代表理事組合長 鬼塚 直俊



鹿児島県知事 塩田 康一 殿

同 意 書

令和7年4月23日付け漁港第32号により協議のあった、鹿児島県が令和7年度奄美地区水産環境整備工事において実施する中層型浮魚礁の更新計画については、検討の結果、特段の支障はないので異議なく同意します。

令和 7 年 5 月 12 日

住 所
漁 協 名
代表理事組合長名

鹿児島県大島郡喜界町湾2967

喜界島漁業協同組合

代表理事組合長 松元秀雄



鹿児島県知事 塩田 康一 殿

同意書

令和7年4月23日付け漁港第32号により協議のあった、鹿児島県が令和7年度奄美地区水産環境整備工事において実施する中層型浮魚礁の更新計画については、検討の結果、特段の支障はないので異議なく同意します。

令和7年4月28日

住所
漁協名
代表理事組合長名

鹿児島県大島郡和泊町手々知名512番地192

沖永良部島漁業協同組合

代表理事組合長 中田隆洋



鹿児島県知事 塩田 康一 殿

同意書

令和7年4月23日付け漁港第32号により協議のあった、鹿児島県が令和7年度奄美地区水産環境整備工事において実施する中層型浮魚礁の更新計画については、検討の結果、特段の支障はないので異議なく同意します。

瀬漁第20号
令和7年5月8日

住所 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38
漁協名 瀬戸内漁業協同組合
代表理事組合長 代表理事組合長 茂野拓真



鹿児島県知事 塩田 康一 殿

同 意 書

令和7年4月23日付け漁港第32号により協議のあった、鹿児島県が令和7年度奄美地区水産環境整備工事において実施する中層型浮魚礁の更新計画については、検討の結果、特段の支障はないので異議なく同意します。

令和7年5月20日

住 所
漁 協 名
代表理事組合長名

鹿児島県奄美市名瀬港町11番7号

名瀬漁業協同組合

代表理事組合長 境 喜美 丸



鹿児島県知事 塩田 康一 殿

同 意 書

令和7年4月23日付け漁港第32号により協議のあった、鹿児島県が令和7年度奄美地区水産環境整備工事において実施する中層型浮魚礁の更新計画については、検討の結果、特段の支障はないので異議なく同意します。

令和7年5月21日

住 所
漁 協 名
代表理事組合長名

〒894-3303

鹿児島県大島郡宇検村大字田検字白浜1319-8

宇検村漁業協同組合

代表理事組合長 前田 尚 登



鹿児島県知事 塩田 康一 殿

同意書

令和7年4月23日付け漁港第32号により協議のあった、鹿児島県が令和7年度奄美地区水産環境整備工事において実施する中層型浮魚礁の更新計画については、検討の結果、特段の支障はないので異議なく同意します。

令和 7 年 4 月 25 日

住 所
漁 協 名
代表理事組合長名

奄美市笠利町外金久988の1
奄美漁業協同組合
代表理事組合長 松田 謙夫



鹿児島県知事 塩田 康一 殿

同 意 書

令和7年4月23日付け漁港第32号により協議のあった、鹿児島県が令和7年度奄美地区水産環境整備工事において実施する中層型浮魚礁の更新計画については、検討の結果、特段の支障はないので異議なく同意します。

令和7年6月9日

住 所
漁 協 名
代表理事組合長

鹿児島県大島郡徳之島町亀津7428番地

とくのしま漁業協同組合

代表理事組合長 徳 田 進



鹿児島県知事 塩田 康一 殿

【 回 答 用 紙】

1 機関名 高知県水産業振興課

2 連絡先 係 名 等：構造改善班
T E L：088-821-4613
担 当 者：高橋

3 奄美地区における魚礁及び浮魚礁設置に関する調整の必要の有無
(無し・有り・不明のいずれかに○をして，理由等を記入してください)

無し
理由：

有り ※できるだけ具体的にお願いします。
理由：

不明
理由：

4 貴県以外に調整が必要と思われる県等 (無有のどちらかに○をしてください)

無し(または，把握していない)

有り 県 名：

漁業種類：

理 由 等：

1 機関名 宮崎県

2 連絡先 係名等 : 漁業管理課漁業管理担当

T E L : 0985-26-7146

担当者 : 兒玉龍介

3 魚礁設置及び中層浮魚礁の更新に関する調整の必要の有無
(無し・有り・不明のいずれかに○をして、理由等を記入)

無し

理由 : 当該設置・更新区域での操業実績がないため

有り※できるだけ具体的に

理由 :

不明

理由 :

4 宮崎県以外に調整が必要と思われる県等 (有無のどちらかに○)

無し (または、把握していない)

有り 県名 :

漁業種類 :

理由等 :

※担当者様へ：記入後はメール等で送付して下さるようお願いいたします。

FAX番号 099-286-5615

メール gyokai@pref.kagoshima.lg.jp

送付先：〒890-8577 鹿児島市 鴨池新町10番1号
鹿児島県漁港漁場課 漁場開発係 御中

【 回 答 用 紙】

1 機関名 熊本県農林水産部水産局水産振興課

2 連絡先 係名等：漁場管理班

T E L：096-333-2456

担当者：寺嶋 卓海

3 奄美地区における魚礁及び浮魚礁設置に関する調整の必要の有無
(無し・有り・不明のいずれかに○をして、理由等を記入してください)

☒ 無し

理由：当該海域を利用する漁業者がいない。

有り ※できるだけ具体的にお願いします。

理由：

不明

理由：

4 貴県以外に調整が必要と思われる県等(無有のどちらかに○をしてください)

☒ 無し(または、把握していない)

有り 県 名：

漁業種類：

理由等：

※担当者様へ : 記入後はメール等で送付して下さるようお願いいたします。
FAX番号 099-286-5615
メール gyokai@pref.kagoshima.lg.jp
送付先 : 〒890-8577 鹿児島市 鴨池新町 10 番 1 号
鹿児島県漁港漁場課 漁場開発係 御中

【 回 答 用 紙】

1 機関名 沖縄県農林水産部水産課

2 連絡先 係 名 等 : 漁業管理班
T E L : 098-866-2300
担 当 者 : 米丸 浩平

3 奄美地区における魚礁及び浮魚礁設置に関する調整の必要の有無
(無し・有り・不明のいずれかに○をして、理由等を記入してください)

☒ 無し

理由 : 県内漁協へ照会した結果、異議なしとの意見が大多数。
また、異議あり(調整が必要)との回答は無かった。

有り ※できるだけ具体的にお願いします。

理由 :

不明

理由 :

4 貴県以外に調整が必要と思われる県等(無有のどちらかに○をしてください)

☒ 無し (または、把握していない)

有り 県 名 :

漁業種類 :

理 由 等 :



十 奄 交 第 6 1 号
令和 7 年 5 月 3 0 日

鹿児島県商工労働水産部長 殿

奄美海上保安部長 (公印省略)

令和7年度海上作業を伴う事業（奄美地区水産環境整備工事）
について（回答）

令和7年5月28日付、漁港第62号により協議のありました件については、
下記事項を厳守していただくことにより、航行安全上の支障はありません。

記

- 1 「事業計画説明書」に記載の設置位置、管理体制及び流失防止対策を厳守し
適正な管理を行う。
- 2 敷設物件に所有者名及び連絡先を表示する。

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第4－2号

奄美大島海区における浮魚礁（中層式魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年3月10日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 敷設の承認等

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする者（鹿児島県漁業調整規則（令和2年鹿児島県規則第52号）第4条第14号のしいらづけ漁業の許可を受けようとする者を除く。）は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」の定めるところにより、奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の承認を受けて敷設した浮魚礁を利用して操業しようとする者は、敷設者の承認を受けなければならない。
- (3) 令和2年3月17日奄美大島海区漁業調整委員会指示第1－3号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第1号の承認を受けたものとみなす。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

浮魚礁敷設承認取扱要領

(承認の対象者)

第1 浮魚礁の敷設承認（以下「敷設承認」という。）の対象者は次のとおりとする。

- (1) 漁業協同組合
- (2) 奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

(承認の申請)

第2 敷設承認を受けようとする者は、浮魚礁敷設承認申請書（別記第1号様式）に、次の書類を添えて、委員会に申請しなければならない。

- (1) 敷設位置図
- (2) 浮魚礁構造図
- (3) 標識灯の一般仕様書
- (4) 関係漁業協同組合（隣接する漁業協同組合を含む。）の同意書
- (5) 船舶会社の同意書
- (6) その他委員会が特に必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、委員会が別に定める期日とする。

(海上保安部との協議)

第3 委員会は、敷設承認に当たっては、所轄の海上保安部に対し、申請のあった浮魚礁について支障がないか協議するものとする。ただし、県が敷設する場合であって既に協議されているものについてはこの限りでない。

(公聴会の開催)

第4 委員会は、第1に規定する者から敷設承認の申請があった場合において、関係者の意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催することがある。

(承認証の交付)

第5 委員会は、敷設承認に当たっては、別に定める浮魚礁敷設承認に係る審査基準により審査するものとし、敷設承認をしたときは、浮魚礁敷設承認証（別記第2号様式）を交付しなければならない。

(承認期間)

第6 浮魚礁の敷設承認期間は、3年以内とする。

(敷設場所の変更)

第7 委員会は、敷設承認に当たり、当該浮魚礁が漁業調整上又は船舶の航行上支障をきたすと思慮されるときには、浮魚礁の敷設位置を変更することを条件として承認することがある。

(承認の制限又は条件)

第8 敷設承認に当たっては、敷設承認を受けた者に対し、次の制限又は条件を付す。

- (1) 浮魚礁（中層魚礁を除く。）には、昼夜を問わずレーダー及び目視により航行船舶から容易に視認できる標識、灯火、レーダー反射板等を設置しなければならないこと。
- (2) 浮魚礁の敷設作業に当たっては、事前に浮魚礁敷設作業届（別記第3号様式）を、また、設置完了後は速やかに浮魚礁敷設完了届（別記第4号様式）を所管の海上保安部及び委員会に提出しなければならないこと。
- (3) 浮魚礁の流失防止のため、定期的に見回りを実施する等保安管理体制を確立し、異常があるときは、速やかに復旧しなければならないこと。
- (4) 敷設した浮魚礁が流失した場合は浮魚礁流失届（別記第5号様式）を、また、流失した浮魚礁を補充する場合は浮魚礁補充届（別記第6号様式）を所管の海上保安部及び委員会に提出しなければならないこと。
- (5) 毎年度終了後翌月末日までに浮魚礁利用実績報告書（別記第7号様式）を委員会に報告しなければならないこと。

(承認の変更又は取り消し)

第9 委員会は、漁業調整のため必要があるときは、承認の内容を変更し、又は制限若しくは条件を付することがある。

2 委員会は、敷設者が敷設承認の内容又は承認の制限若しくは条件に違反した場合は、当該敷設承認を取り消すことがある。

(取扱要領の改正)

第10 この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和8年3月31日限りでその効力を失う。

(別記第 1 号様式)

浮魚礁敷設承認申請書			
令和 年 月 日			
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿			
住 所 氏 名		印	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
奄美大島海区漁業調整委員会指示第 4－2 号の 1 の(1)の規定により、浮魚礁の敷設の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。			
記			
1 申請の理由(目的、管理、利用方法等を詳しく明示すること)			
2 浮魚礁の敷設位置(海図を使用して記載した位置図を添付)			
3 浮魚礁の種類及び構造(構造の詳細を示した図面を添付)			
4 浮魚礁の敷設期間			
5 対象魚種			
6 操業の方法			
7 操業者数及び操業隻数			

注) 用紙サイズは日本工業規格 A 4 版とする。

(別記第 2 号様式)

奄海委第 号			
浮魚礁敷設承認証			
住 所 氏 名		印	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
1 敷設期間			
令和 年 月 日から			
令和 年 月 日まで			
2 敷設位置			
3 制限又は条件			
令和 年 月 日			
奄美大島海区漁業調整委員会 会 長 ○ ○ ○ ○ 印			

注) 用紙サイズは日本工業規格 A 4 版とする。

(別記第 3 号様式)

浮魚礁敷設作業届

令和 年 月 日

〇〇〇海上保安部長 殿
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名 印

(法人にあっては, 名称及び代表者の氏名)

浮魚礁の敷設作業を行うので, 浮魚礁敷設承認取扱要領第 8 の(2)の規定により, 下記のとおり届け出ます。

記

- 1 敷設浮魚礁承認番号 奄海委第 号
- 2 敷設浮魚礁数
- 3 作業期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 作業場所
- 5 作業方法
- 6 漁具標識の種類
- 7 安全対策

注) 用紙サイズは日本工業規格 A 4 版とする。

(別記第 4 号様式)

浮魚礁敷設完了届

令和 年 月 日

〇〇〇海上保安部長 殿
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名 印

(法人にあっては, 名称及び代表者の氏名)

浮魚礁の敷設作業を完了したので, 浮魚礁敷設承認取扱要領第 8 の(2)により, 下記のとおり届け出ます。

記

- 1 敷設浮魚礁承認番号 奄海委第 号
- 2 敷設浮魚礁数
- 3 敷設位置
- 4 敷設完了年月日

注) 用紙サイズは日本工業規格 A 4 版とする。

(別記第 5 号様式)

浮魚礁流失届

令和 年 月 日

〇〇〇海上保安部長 殿
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあっては, 名称及び代表者の氏名)

浮魚礁が流失したので, 浮魚礁敷設承認取扱要領第 8 の(4)の規定により, 下記のとおり届け出ます。

記

- 1 敷設浮魚礁承認番号 奄海委第 号
- 2 流失浮魚礁数及び位置
- 3 流失年月日
- 4 流失原因

注) 用紙サイズは日本工業規格 A 4 版とする。

(別記第 6 号様式)

浮魚礁補充届

令和 年 月 日

〇〇〇海上保安部長 殿
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあっては, 名称及び代表者の氏名)

浮魚礁を補充したので, 浮魚礁敷設承認取扱要領第 8 の(4)の規定により, 下記のとおり届け出ます。

記

- 1 敷設浮魚礁承認番号 奄海委第 号
- 2 補充浮魚礁敷設数及び位置
- 3 補充年月日

注) 用紙サイズは日本工業規格 A 4 版とする。

(別記第 7 号様式)

浮魚礁利用実績報告書

令和 年 月 日

奄美大島海区漁業調整員会会長 殿

住 所
氏 名
印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

浮魚礁敷設承認取扱要領第 8 の(5)の規定により、浮魚礁の利用実績を下記のとおり報告します。

承認番号

承認月日

記

月	利用隻数	主な魚種	総 漁 獲 高	
			数 量	金 額
4	隻		kg	円
5				
6				
7				
8				
9				
1 0				
1 1				
1 2				
1				
2				
3				

注) 用紙サイズは日本工業規格 A 4 版とする。

浮魚礁敷設承認に係る審査基準

浮魚礁の敷設承認に関する審査に当たっては、次の事項について審査するものとする。

1 浮魚礁の敷設位置

- (1) 浮魚礁の敷設が、船舶航行上支障がないこと。
- (2) 当該位置に、浮魚礁を敷設することにより、既存漁業との競合がないこと。(海図に既存漁業の操業区域及び統数等を明示。)
- (3) 浮魚礁の敷設位置が、浮き魚資源の回遊に適した条件を備えていること。(当該漁場環境を明示すること。)

2 浮魚礁の構造

- (1) 浮魚礁の構造が、船舶航行上支障がないこと。(レーダー反射板、灯火等)
- (2) 浮魚礁の構造が、耐久性のあること。(アンカー、チェーン等)
- (3) 浮魚礁の構造が、集魚効果があること。(浮魚礁の構造図及び集魚する魚種名等を明示すること。)

3 敷設された浮魚礁の利用について、敷設者の考え方を明示すること。(関係漁業者間で浮き魚礁の利用の時期、方法、漁業種類、統数等について調整がなされているかを明示。)